

ICカード乗車券取扱規則

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、西日本鉄道株式会社（以下「当社」という。）における、ICカードを媒体とした乗車券（以下「ICカード乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件および合理的な取り扱い方法を定め、旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社において旅客の運送等を行うICカード乗車券は、次の各号のとおりとする。

- (1) 株式会社ニモカ（以下「ニモカ」という。）が発行する「nimocaカード」
- (2) nimoca取扱規則別表第3号に定める事業者が発行するICカード

2前項のICカード乗車券による旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。但し、前項第2号に定めるICカード乗車券については、次の各号の取扱いを行わない。

- (1) 第12条（発売）
- (2) 第14条（小児用ICカード）
- (3) 第14条の2（障害者用ICカード）
- (4) 第19条第1項の障害者用ICカードを使用して乗車する場合
- (5) 第21条（記名式ICカード等の再印字および書替え）
- (6) 第24条・第44条（紛失再発行）
- (7) 第25条・第45条（障害再発行）
- (8) 第26条・第46条（ICカードの交換）
- (9) 第27条・第47条（払い戻し）
- (10) 第28条（ICカードの変更）
- (11) 第31条（ICSFカードへの定期乗車券の機能付加）
- (12) 第32条（nimocaポイントの付与）
- (13) 第34条（IC定期乗車券の発売）
- (14) 第41条第2項（券面表示事項が不明の場合）

3この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

4この規則に定めのない事項については、法令および次に定めるところによる。

- (1) ニモカが定める「nimoca取扱規則」「nimoca電子マネー取扱規則」「nimocaポイントサービス規則」「スターnimoca特約」「クレジットnimoca特約」による。
- (2) 当社の「鉄道旅客及び荷物営業規則」（以下「営業規則」という。）、「鉄道旅客及び荷物営業取扱細則」（以下「取扱細則」という。）および「旅客取扱関係単行規程」（以下「単行規程」という。）による。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「当社線」とは、当社の経営する天神大牟田線（「太宰府線」・「甘木線」を含む。）および貝塚線をいう。
- (2)「SF」とは、旅客運賃の支払い等に充当するICカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
- (3)「ICSFカード」とは、SFにより旅客の運送等に供するICカード乗車券をいう。
- (4)「無記名式ICカード」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供するICカード乗車券をいう。
- (5)「記名式ICカード」とは、個人を特定する氏名、生年月日、性別、電話番号（以下「個人情報」という。）の情報がカードに記録され、かつ券面に氏名を印字したICカード乗車券をいう。
- (6)「スターnimoca」とは、「nimoca取扱規則」第3条に規定する会員登録手続きを行った記名式ICカードをいう。
- (7)「クレジットnimoca」とは、「nimoca取扱規則」第3条に規定する会員登録手続きを行った記名人本人の使用に供する記名式ICカードをいう。
- (8)「大人用ICカード」とは、大人の使用に供する記名式ICカードをいう。
- (9)「小児用ICカード」とは、小児の使用に供するものであって券面に「小」の表示を行った記名人本人の使用に供する記名式ICカードをいう。
- (10)「障害者用ICカード」とは、身体障害者および知的障害者および精神障害者の使用に供するものであって券面に「障」の表示を行った記名人本人の使用に供する記名式ICカードをいう。
- (11)「IC定期乗車券」とは、ICカードに当社線およびnimoca取扱規則別表第3号に定める事業者が発行する定期乗車券を搭載した記名人本人の使用に供する記名式ICカードをいう。
- (12)「改札機」とは、ICカード乗車券の改札を行なう機器をいう。
- (13)「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金すること、または保有するnimocaポイントをSFに交換することをいう。
- (14)「デポジット」とは、返却することを条件に、ニモカが収受するICカード乗車券の使用権の代価をいう。
- (15)「端末機」とは、ICカード乗車券窓口処理端末機・IC定期乗車券発売所窓口端末機等で、係員によるICカード乗車券を処理する機器のことをいう。

(契約の成立時期および適用規定)

第4条 ICカード乗車券による旅客運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に改札機による改札を受けたとき、または係員の承諾を受けて改札を入場したときとする。

2IC定期乗車券の定期乗車券にかかわる旅客運送契約の成立時期は、その定期乗車券を発売したときとする。

3前各項の規定によって契約の成立をしたとき以降における取り扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(規則等の変更)

第5条 この規則およびこれに基づいて定められた規程は、予告なしに変更されることがある。

(旅客の同意)

第6条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規程を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(使用方法および制限事項)

第7条 IC カード乗車券を使用して乗車する場合、改札機による改札を受けて入場し、同一の IC カード乗車券により旅行終了駅で改札機による改札を受けて出場しなければならない。

2 IC カード乗車券以外の乗車券で旅行を開始し券面表示区間外まで乗車した場合、IC カード乗車券を使用し出場駅で精算することができる。

3 出場時に SF 残額が減額する運賃相当額に満たないときは、駅窓口において不足額を支払い、出場するものとする。

4 IC カード乗車券の SF を使用して定期乗車券、回数乗車券、磁気カード乗車券、他の IC カードおよび当社が別に定める乗車券等との引き換えはできない。

5 10 円未満の SF は、旅客運賃等に充当することはできない。

6 入場時に使用した IC カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券で再び入場することはできない。

7 次の各号に該当する場合は、IC カード乗車券は直接改札機を使用できない。

(1) 入場時に SF 残額が 10 円に満たないとき。(IC 定期乗車券の券面に表示された有効期間内で券面表示区間内から入場する場合を除く。)

(2) 出場時において SF 残額が減額する運賃相当額に満たないとき。

(3) IC カード乗車券の破損または改札機の故障、停電等により改札機による IC カード乗車券の内容読み取りが不能になったとき。

(4) 記名式 IC カードにおいて、改札機による入場または出場、IC 定期乗車券もしくは SF の使用または SF のチャージのいずれかの取り扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取り扱いが行われなかったとき。

8 乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。

9 記名式 IC カードのうち、クレジット nimoca、小児用 IC カード、障害者用 IC カード、IC 定期乗車券(有効期間開始前の IC 定期乗車券および有効期間が終了し券面に定期乗車券の情報が表示されたままの IC 定期乗車券を含む。)および nimoca 取扱規則別表第 3 号に定める事業者が発行する記名式 IC カードは、当該 IC カードに記録された記名人本人以外の使用はできない。

10 偽造、変造または不正に作成された IC カード乗車券、SF または IC 定期乗車券を使用することはできない。

11 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできない。

(個人情報の取扱い)

第8条 記名式 IC カードにかかわる個人情報の取り扱いは、ニモカの定めるところによる。

(取扱区間)

第9条 当社における IC カード乗車券の取扱区間は、天神大牟田線（「太宰府線」・「甘木線」を含む。）および貝塚線とする。

(制限、停止)

第10条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、次に掲げる制限または停止をすることがある。

(1) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止。

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車列車の制限

2本条に基づくサービスの制限または停止に対して、当社はその責を負わない。

(カードの失効)

第11条 IC カード乗車券の交換、SF の使用、チャージ、または IC 定期乗車券の購入、払い戻し、もしくは更新のいずれかの取り扱いを行った日の翌日から起算して、10 年間これらの取り扱いが行われなかった場合には、nimoca 取扱規則の定めにより IC カードは失効する。

2前項にかかわらず、遺失物法の定めにより当社へ還付された IC カード乗車券については、所有権の移動日をもって失効する。

3旅客は、前各項により失効した場合、IC カード乗車券内の SF およびデポジットの返却請求はできない。

第2編 ICSF 残額カード

第1章 発売

(発売)

第12条 ICSF カードは、nimoca 取扱規則の定めにより無記名式 IC カードおよび記名式 IC カードを発売する。

2無記名式 IC カードは、旅客の申し出により当社線の駅または定期券発売所で発売する。

3記名式 IC カードは、旅客が IC 定期乗車券を購入するために、購入申込書を提出したときに当社線の定期券発売所で発売する。ただし、旅客が所持する無記名式 IC カードに定期乗車券を搭載するため IC カード乗車券対応の自動券売機に必要事項を入力した場合は、購入申込書を省略して発売することができる。

(発売額)

第13条 ICSF カードの発売額は、nimoca 取扱規則の定めにより 2,000 円（デポジット 500 円を含む。）とする。

2前項にかかわらず、別に金額を定めて発売することがある。

(小児用 IC カード)

第14条 旅客が、小児用 IC カードの購入を申し出た場合は、nimoca 取扱規則の定めにより、当社「営業規則」

第 47 条および「取扱細則」第 59 条第 2 項に規定する小児運賃適用者に対して当社線の定期券発売所で発売する。

2 旅客は、小児用 IC カードを購入する場合、nimoca 取扱規則の定めにより、氏名・生年月日・性別・電話番号を記入した購入申込書を提出し、かつ公的証明書を提示するものとする。

(障害者用 IC カード)

第 14 条の 2 旅客が、障害者用 IC カードの購入を申し出た場合は、nimoca 取扱規則の定めにより、当社「単行規程」に規定する、「身体障害者旅客運賃割引規程」および「知的障害者旅客運賃割引規程」および「精神障害者旅客運賃割引規程」による割引運賃適用者に対して当社線の定期券発売所で発売する。

2 旅客は、障害者用 IC カードを購入する場合、nimoca 取扱規則の定めにより、氏名・生年月日・性別・電話番号を記入した購入申込書を提出し、かつ身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示するものとする。

3 障害者用 IC カードは次回の誕生日を有効期限として発売するが、初回に限り次々回の誕生日までとする。また、有効期限の更新については当社線の定期券発売所および駅の窓口で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示により本人の確認を行い取り扱うものとする。

第 14 条の 3 乗車券を発売する場合は、通用期間の開始日が精神障害者保健福祉手帳の有効期限内であること。

2 乗車券で乗車する場合は、有効期限内の精神障害者保健福祉手帳であること

(チャージ)

第 15 条 ICSF カードへのチャージは、nimoca 取扱規則の定めにより、当社が指定するチャージ機能の付いた各機器によりチャージすることができる。

2 ICSF カードを使用して乗車し、出場時に SF 残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、チャージ機または駅窓口でチャージすることができる。

3 ICSF カード 1 枚あたりの SF 残額は最高 20,000 円を限度とする。

(デポジット)

第 16 条 当社は ICSF カードを発売する場合、nimoca 取扱規則の定めによりデポジットとして ICSF カード 1 枚につき 500 円を現金で収受する。

2 ICSF カードを旅客が返却した場合は、失効および無効として回収した場合を除きデポジットを返却する。

3 デポジットは、旅客運賃等に充当することはできない。

(入金残額の確認)

第 17 条 SF 残額の確認は、nimoca 取扱規則に基づき IC カード乗車券対応の自動券売機・チャージ機・改札機（入出場する場合）・端末機で確認することができる。

(入金残額利用履歴の確認)

第 18 条 SF 利用履歴の確認は、nimoca 取扱規則に基づき端末機で確認することができる。

第2章 運賃

(運賃の減額)

- 第19条** 旅客がICSFカードを使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃を減額する。ただし、小児が小児用ICカードを使用して乗車する場合は小児普通旅客運賃、障害者が障害者用ICカードを使用して乗車する場合は、身体障害者旅客運賃割引規定第6条、知的障害者旅客運賃割引規程第6条、精神障害者旅客運賃割引規程第6条による旅客運賃を減額する。
- 2久留米駅を經由して甘木線各駅と天神大牟田線各駅相互間を乗車し出場する場合、前項で減額する片道普通旅客運賃と当該乗換駅経由の片道普通旅客運賃を比較し、不足額がある場合は別途収受する。
- 3クレジットnimocaを利用する場合で、旅行途中駅において有効期限更新等によりICカードを交換して旅行を継続する場合は、福岡市交通局と貝塚線との乗継運賃制度は適用しない。

(鉄道駅バリアフリー料金)

第19条の2削除

第3章 効力

(効力)

- 第20条** ICカード乗車券取扱区間内を、ICSFカードを使用して乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 当該乗車区間において片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSFカード1枚をもって1人が使用することができる。なお、小児用ICカード以外のICSFカードから大人普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。
- (2) 前号の規定にかかわらずICSFカードで係員の承諾を受けて入出場する場合で、ICSFカードを所持している者が同伴する旅客の旅客運賃を出場駅にてICSFカードで支払うことを認めた場合、その同伴者の乗車を認める。ただし、この取り扱いはICSFカードを所持する本人と同伴する旅客が同一の区間を乗車し、かつ出場駅が係員配置駅である場合に限る。この場合、当社は同伴する旅客に対して乗車駅を証明する証票を発行する。
- (3) 途中下車の取扱いは行わない。
- (4) 入場後は、当日に限り有効とする。

(記名式ICカード等の再印字および書替え)

- 第21条** 記名式ICカードの券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となった場合、もしくは記録された氏名を改めた場合は、当該ICカードは使用することができない。
- 2前項の場合、速やかに当該ICカードを当社線の定期券発売所に差し出して、券面表示事項の再印字、もしくは氏名の書替えを請求しなければならない。この場合の取り扱いはnimoca取扱規則の定めによる。

(ICSFカードが無効となる場合)

第 22 条 ICSF カードは、次の各号に該当する場合は、無効として回収するとともに、第 23 条に定める旅客運賃と増運賃を収受する。この場合、デポジットの返却は行わない。ただし、次の各号のうち、第 1 号から第 3 号に該当する場合は、当該 SF 残額について、払戻手数料を収受のうえ払い戻しを行う。

- (1) 区間の連続しない他の乗車券と併用して使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機による改札を受けずに入出場した場合
- (3) 旅行開始後の ICSF カードを他人から譲り受けて使用した場合
- (4) 使用資格・氏名・生年月日・性別・電話番号を偽って購入した記名式 IC カードを使用した場合
- (5) 第 7 条第 9 項に定める記名式 IC カードを記名人以外の者が使用した場合
- (6) 券面表示事項が不明となった記名式 IC カードを使用した場合
- (7) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (8) 旅客の故意または重大な過失により ICSF カードが障害状態となったと認められる場合
- (9) 偽造、変造、その他不正に作成された ICSF カードもしくは SF を使用した場合
- (10) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 第 1 項 1 号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収する。

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受方)

第 23 条 ICSF カードを不正乗車の手段として使用した場合の増運賃の収受方は、旅客の乗車した駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃を収受する。ただし、乗車した駅が判明しない場合は、当該列車の始発駅から乗車したものとみなして収受する。

2 その他の取り扱いについては、「営業規則」第 143 条・同第 144 条・同第 145 条により取り扱う。

第 4 章 再発行・交換

(紛失再発行)

第 24 条 記名式 IC カードを紛失した場合で、当該カードの記名人が当社の定める申込書を提出したときは、nimoca 取扱規則の定めによる使用停止措置とその措置に基づく帳票（以下「再発行登録票」という。）を交付する手続きをした後、再発行の取り扱いを行う。また、当該 IC カードの使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできない。

2 紛失再発行は、再発行の登録をした翌々日から 14 日以内（クレジット nimoca の場合は再発行カードが郵送されてから 14 日以内）に再発行登録票の提出を受け、当社線の定期券発売所において行なう。ただし、再発行登録をした翌々日が定期券発売所の休業日にあたる場合、その再発行は休業日以降の営業日から取り扱うものとする。

3 前項により再発行の取り扱いを行う場合は、nimoca 取扱規則及びクレジット nimoca 特約の定めにより再発行手数料とデポジットを現金で収受する。

4 紛失再発行の請求は、公的証明書をもって記名人本人が行なうこと。ただし、本人が再発行の請求ができない場合は、代理人が請求することができる。この場合、当社は第 52 条に定める代理人の確認を行う。

5 再発行した後、旅客が紛失した IC カードを発見した場合は、記名人本人または代理人が、別に定める

申込書と紛失のため使用を停止した IC カードを当社線の駅または定期券発売所に差し出して、デポジットの払戻し請求（クレジット nimoca を除く）をすることができる。

（障害再発行）

第 25 条 ICSF カードが破損等によって使用できない場合で、当社が定める申込書を提出したときは、nimoca 取扱規則の定めによる再発行登録票を交付する手続きをした後、再発行の取り扱いを行う。

2前項にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取り扱いを行わない。

（1）裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

（2）第 22 条第 1 項第 8 号により無効となった場合

3障害再発行は、再発行の登録をした翌々日から 14 日以内（クレジット nimoca の場合は再発行カードが郵送されてから 14 日以内）に再発行登録票の提出を受け、無記名式 IC カードについては当社線の駅または定期券発売所、記名式 IC カードについては当社線の定期券発売所にて再発行を行う。ただし、再発行登録をした翌々日が定期券発売所の休業日にあたる場合、その再発行は休業日以降の営業日から取り扱うものとする。

（IC カードの交換）

第 26 条 当社およびニモカの都合により、旅客が使用している ICSF カードを、当該 ICSF カード表面とは異なるデザインの ICSF カード、および当該 ICSF カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の ICSF カードに予告なく変更することがある。

第 5 章 払い戻し

（払い戻し）

第 27 条 ICSF カードが不要となった場合は、当社線の駅または定期券発売所において、nimoca 取扱規則の定めにより、払戻手数料を支払い当該カードの解約および SF 残額の払戻しを請求することができる。この場合、デポジットを別途返却する。

2記名式 IC カードにおいては、記名人本人のみに払戻しを行うものとする。

3前項の払い戻しにおいて、記名人本人が代理人への払い戻しを希望する場合、第 52 条に定める代理人の確認を行うことで払い戻すことができる。

第 6 章 特殊取扱

（IC カードの変更）

第 28 条 旅客が無記名式 IC カードを差し出して、記名式 IC カードへの変更を申し出た場合は、nimoca 取扱規則の定めにより IC カードの変更を行う。

2旅客が有効期間満了後の小児用 IC カードを差し出して、当該カードの継続使用を申し出た場合は、nimoca 取扱規則の定めにより大人用 IC カードに変更する。

3小児用 IC カードおよび障害者用 IC カードへの変更は、無記名式 IC カードからのみとする。

(同一駅で出場する場合)

第 29 条 旅客は、ICSF カードを使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際に乗車した区間の普通旅客運賃を支払い、当該 ICSF カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2旅客は、ICSF カードを使用して入場した後、乗車しないで出場する場合は、当該旅客の区分（大人・小児・割引）における、1 区間分の普通旅客運賃を支払い、当該 ICSF カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(列車の運行不能または遅延の場合の取扱い)

第 30 条 旅客が、改札機による改札を受けた後、列車が運行不能または遅延となった場合は、次の各号いずれかの取り扱いを行う。

(1) 旅客が無賃送還の取り扱いを希望する場合は、ICSF カードの改札を受けて入場した駅まで無賃送還する。この場合、乗車区間の運賃は収受せず、当該カードの発駅情報の消去処理を行う。

(2) 旅客が、旅行中止駅で出場を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額を旅行中止駅において ICSF カードの SF から減額する。

2無賃送還中の途中下車の取り扱いは行わない。無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還の取り扱いを放棄したものとし、発駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を途中駅において ICSF カードの SF から減額する。

3遅延とは、「営業規則」第 158 条第 2 号による。

(IC入金残額カードへの定期乗車券の機能付加)

第 31 条 旅客が所持する ICSF カードに定期乗車券の搭載を希望する場合は、そのまま当該カードに搭載することができる。(身体障害者の介護者および知的障害者の介護者および精神障害者の介護者を含む。)

2小児の定期乗車券については、小児用 IC カードに搭載するものとする。

3身体障害者および知的障害者および精神障害者の定期乗車券については、障害者用 IC カードに搭載するものとする。

第 7 章 ポイント

(nimoca ポイントの付与)

第 32 条 当社鉄道の利用促進を図るため、利用状況や属性等に応じて期間限定の nimoca ポイントを付与することがある。付与方法および付与基準については、実施時に別に定める。

(nimoca ポイントの交換)

第 33 条 前条の nimoca ポイントの SF への交換は、nimoca ポイントサービス規則の定めにより当社線の駅ま

たは定期券発売所で行う。

第3編 IC定期乗車券

第1章 発 売

(IC定期乗車券の発売)

第34条 旅客が定期乗車券の購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、「営業規則」第28条第1項および同第29条第1項の規定に基づき、定期乗車券を発売する。この場合、大人用定期乗車券は大人用ICカードに、小児用定期乗車券は小児用ICカードに定期乗車券を搭載する。ただし、旅客が定期乗車券を購入するためIC定期乗車券対応の自動券売機に必要事項を入力した場合は、購入申込書を省略して発売することができる。

(チャージ)

第35条 IC定期乗車券は、nimoca取扱規則の定めにより、当社が指定するチャージ機能の付いた各機器によりチャージすることができる。

2IC定期乗車券を使用して乗車し、出場時に精算が生じ、かつSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、チャージ機または駅窓口でチャージすることができる。

3IC定期乗車券の1枚あたりのSF残額は最高20,000円を限度とする。

(デポジット)

第36条 当社はIC定期乗車券を発売する場合、nimoca取扱規則の定めによりデポジットとしてIC定期乗車券1枚につき500円を現金で収受する。

2IC定期乗車券を旅客が返却した場合は、失効および無効として回収した場合を除きデポジットを返却する。

3デポジットは、旅客運賃等に充当することはできない。

(SF残額の確認)

第37条 SF残額の確認は、nimoca取扱規則に基づきICカード乗車券対応の自動券売機・チャージ機・改札機(入出場する場合)・端末機で確認することができる。

(SF利用履歴の確認)

第38条 SF利用履歴の確認は、nimoca取扱規則に基づき端末機で確認することができる。

第2章 運 賃

(運賃の減額)

第 39 条 旅客が IC 定期乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取り扱いは次の各号に定めるとおりとする。

(1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を SF から減額する。

(2) 有効期間内で券面表示区間外から入場した後、券面表示区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を SF から減額する。

(3) 有効期間内で券面表示区間外の駅相互間または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間または別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を SF から減額する。

2福岡市交通局と当社貝塚線との乗継運賃制度は、次の各号を除き適用する。

(1) 当社と福岡市交通局との連絡定期乗車券を所持する旅客が乗継運賃制度適用区間の駅を別途乗車する場合。

(2) 九州旅客鉄道株式会社と福岡市交通局との連絡定期乗車券を所持する旅客が、乗継運賃制度適用区間の駅を別途乗車する場合で、実乗降駅が九州旅客鉄道株式会社の駅である場合。

(3) 定期乗車券の券面表示区間が西鉄貝塚駅または、地下鉄貝塚駅を起点としている定期券を所持する旅客が乗継運賃制度適用区間の駅を別途乗車する場合。

3前項によるほか、IC 定期乗車券の SF を使用して乗車する場合は、第 19 条の定めを適用する。

第 3 章 効 力

(効力)

第 40 条 第 34 条の規定により発売した定期乗車券は営業規則の定めにより取り扱う。

2SF をチャージした IC 定期乗車券を、定期乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し、IC カード乗車券取扱区間内を乗車する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 片道 1 回の乗車に限り有効とする。この場合、IC 定期乗車券の記名人のみ使用することができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、IC 定期乗車券で係員の承諾を受けて入出場する場合で、IC 定期乗車券の記名人が同伴する旅客の旅客運賃を、出場駅にて IC 定期乗車券の SF で支払うことを認めた場合、その同伴者の乗車を認める。ただし、この取り扱いは IC 定期乗車券の記名人と同伴する旅客が同一の区間を乗車し、かつ出場駅が係員配置駅である場合に限る。この場合、当社は同伴する旅客に対して乗車駅を証明する証票を発行する。

(3) 途中下車の取扱いを行わない。

(4) 入場後は、当日に限り有効とする。

(券面表示事項が不明の場合)

第 41 条 IC 定期乗車券の券面表示事項が不明となった場合、当該 IC 定期乗車券は使用することができない。

2前項の場合、速やかに当該 IC 定期乗車券を当社線の定期券発売所に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(IC 定期乗車券が無効となる場合)

第 42 条 IC 定期乗車券は、次の各号に該当する場合は、無効として回収するとともに、第 43 条に定める旅客運賃と増運賃を収受する。この場合、デポジットの返却は行わない。ただし、次の各号のうち、第 1 号から第 3 号および第 11 号に該当する場合は、当該 SF 残額について、払戻手数料を収受のうえ払い戻しを行う。

- (1) 区間の連続しない他の乗車券と併用して使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (3) 券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (4) 使用資格・氏名・生年月日・性別・電話番号を偽って購入した IC 定期乗車券を使用した場合
- (5) IC 定期乗車券を記名人以外の者が使用した場合
- (6) 券面表示事項が不明となった IC 定期乗車券を使用した場合
- (7) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (8) 旅客の故意または重大な過失により IC 定期乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (9) 偽造、変造、その他不正に作成された IC 定期乗車券もしくは SF を使用した場合
- (10) その他不正乗車的手段として使用した場合
- (11) その他当社の営業規則に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合

2 第 1 項 1 号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収する。

(不正使用の場合の増運賃の収受方)

第 43 条 前条の規定に該当した場合、「営業規則」第 144 条の定めにより旅客運賃と増運賃を収受する。

第 4 章 再発行・交換

(紛失再発行)

第 44 条 IC 定期乗車券の記名人が当該 IC 定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める申込書を提出したときは、nimoca 取扱規則の定めによる使用停止措置と再発行登録票を交付する手続きをした後、再発行の取り扱いを行う。また、当該 IC 定期乗車券の使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできない。

2 紛失再発行は、再発行の登録をした翌々日から 14 日以内（クレジット nimoca の場合は再発行カードが郵送されてから 14 日以内）に再発行登録票の提出を受け、当社線の定期券発売所において行なう。ただし、再発行登録をした翌々日が定期券発売所の休業日にあたる場合、その再発行は休業日以降の営業日から取り扱うものとする。

3 前項により再発行の取り扱いを行う場合は、nimoca 取扱規則及びクレジット nimoca 特約の定めにより再発行手数料とデポジットを現金で収受する。

4 定期乗車券の機能が付加してあるクレジット nimoca の紛失再発行の場合、紛失再発行登録日の翌々日以降、当社線の定期券発売所において紛失再発行登録票を提示のうえ、定期乗車券代用証の発行を請求することができる。

定期乗車券の機能が付加してあるクレジット nimoca の再発行までの間、旅客が定期乗車券の有効期間

内に券面表示区間を乗車する場合は、定期乗車券代用証と再発行登録票を係員に提示することで乗車できるものとする。

5紛失再発行の請求は、公的証明書をもって記名人本人が行なうこと。ただし、本人が再発行の請求ができない場合は、代理人が請求することができる。この場合、当社は第 52 条に定める代理人の確認を行う。

6再発行した後、旅客が紛失した IC 定期乗車券を発見した場合は、記名人本人または代理人が、別に定める申込書と紛失の為使用を停止した IC 定期乗車券を当社線の駅または定期券発売所に差し出して、デポジットの払戻し請求（クレジット nimoca を除く）をすることができる。

（障害再発行）

第 45 条 IC 定期乗車券が破損等によって使用できない場合で、当社が定める申込書を提出したときは、nimoca 取扱規則の定めによる再発行登録票を交付する手続きをした後、再発行の取り扱いを行う。

2前項にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取り扱いを行わない。

（1）裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

（2）第 42 条第 1 項第 8 号により無効となった場合

3障害再発行は、再発行の登録をした翌々日から 14 日以内（クレジット nimoca の場合は再発行カードが郵送されてから 14 日以内）に再発行登録票の提出を受け、当社線の定期券発売所にて再発行を行う。ただし、再発行登録をした翌々日が定期券発売所の休業日にあたる場合、その再発行は休業日以降の営業日から取り扱うものとする。

4IC 定期乗車券の再発行までの間、旅客が定期乗車券の有効期間内に券面表示区間を乗車する場合は、障害が発生している IC 定期乗車券と再発行登録票を係員に提示することで乗車できるものとする。

（IC カードの交換）

第 46 条 当社およびニモカの都合により、旅客が使用している IC 定期乗車券を、当該 IC 定期乗車券表面とは異なるデザインの IC 定期乗車券、および当該 IC 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の IC 定期乗車券に予告なく変更することがある。

第 5 章 払い戻し

（払い戻し）

第 47 条 旅客は、IC 定期乗車券に搭載された定期乗車券のみが不要となり、当社が定める申込書を当社線の定期券発売所に提出し、かつ公的証明書等の提示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払い戻しを請求することができる。この場合、営業規則に定める払い戻しを行い、IC 定期乗車券から定期乗車券の情報を消去して返却する。

2旅客が、IC 定期乗車券が不要となり、当社が定める申込書を当社線の定期券発売所に提出し、かつ公的証明書等の提示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の部分については前項による払い戻し、SF 部分とデポジットについては nimoca 取扱規則の定めにより

第 27 条に規定する払い戻しを別々に行う。

3前項の払い戻しにあたって、定期乗車券部分の払い戻しの際に払戻手数料を収受した場合、SF 部分の払い戻しでは払戻手数料は収受しない。

4第 1 項および第 2 項の払い戻しにおいて、記名人本人が代理人への払い戻しを希望する場合、第 52 条に定める代理人の確認を行うことで払い戻すことができる。

第 6 章 特殊取扱

(同一駅で出場する場合)

第 48 条 第 48 条 旅客が、IC 定期乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合の取り扱いは次の各号に定めるとおりとする。

(1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃を支払い、当該 IC 定期乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(2) 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間または別途乗車となる区間の普通旅客運賃を支払い、当該 IC 定期乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において入場した後、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該旅客の区分（大人・小児・割引）における、1 区間分の普通旅客運賃を支払い、当該 IC 定期乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(列車の運行不能または遅延の場合の取扱方)

第 49 条 券面表示が有効期間内の IC 定期乗車券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客が、改札機による改札を受けた後、列車が運行不能または遅延となった場合は、営業規則に定める定期乗車券の取り扱いによる。

2SF をチャージした IC 定期乗車券を所持し券面表示区間外を乗車する場合または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する旅客が、改札機による改札を受けた後、列車が運行不能または遅延となった場合は、次の各号いずれかの取り扱いをする。

(1) 旅客が無賃送還の取り扱いを希望する場合は、IC 定期乗車券の改札を受けて入場した駅まで無賃送還する。この場合、乗車区間の運賃は収受せず、当該カードの発駅情報の消去処理を行う。

(2) 旅客が、旅行中止駅で出場を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額を旅行中止駅において IC 定期乗車券の SF から減額する。

3無賃送還中の途中下車の取り扱いは行わない。無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還の取り扱いを放棄したものとし、発駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を途中駅において IC 定期乗車券の SF から減額する。

4遅延とは、「営業規則」第 158 条第 2 号による。

第 4 編 その他共通取り扱い

(運用日付)

第 50 条 当社鉄道における ICSF カードおよび IC 定期乗車券の利用日、乗車回数への算入および乗車回数のクリア、nimoca カードポイント付与および nimoca カードポイント失効等の日付については、午前 3 時から 27 時（翌日、午前 3 時）を当日とする。

2nimoca センターシステムで取り扱いを行う IC カードの利用日、nimoca ボーナスポイントおよびセンターポイントの付与、nimoca ボーナスポイントおよびセンターポイント失効等については、暦日（午前 0 時から 24 時）を当日として取り扱う。また、午前 0 時 50 分から午前 4 時 30 分までは、nimoca センターシステムによる取り扱いを一切行わないため、その間、再発行登録、再発行および nimoca ボーナスポイント・センターポイントの交換などセンターシステムを介する取り扱いはできない。また、当該時間帯の nimoca ボーナスポイントおよびセンターポイントの付与については、午前 4 時 30 分以降に付与する。

(免責事項)

第 51 条 ICSF カードまたは IC 定期乗車券の再発行または交換により、表面のデザインおよび裏面に刻印されたものと異なるカード番号の ICSF カードまたは IC 定期乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

2記名式 IC カードまたは IC 定期乗車券を紛失し、または盗難にあった場合等に、旅客が当該カードの紛失再発行の取り扱いを行わなかった場合、および再発行登録票発行日における当該カードの解約や SF の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。

(旅客本人・代理人の確認)

第 52 条 旅客が ICSF カードおよび IC 定期乗車券の購入、再発行および払い戻し等の請求を行なう場合の本人および代理人は、公的証明書の提示によって請求者の確認を行なう。ただし、無記名式 IC カードについては、公的証明書の提示を必要としない。

2代理人が前項の申請をする場合は、請求者本人と続柄のわかる公的証明書の提示または委任状の提出と申請者本人（コピー可）および代理人の公的証明書を提示すること。

(クレジット nimoca 更新時の取り扱い)

第 53 条 提携クレジット会社の定めにより新しい有効期限のクレジット nimoca が送付された場合、クレジット nimoca 特約に基づき、従前のカードの有効期限内に新しいカードへカード情報の移し替えを当社線の定期券発売所に申し出なければならない。

附則 1.この規則は、平成 20 年 5 月 18 日より施行する。

2.この規則は、平成 21 年 3 月 16 日より施行する。（障害者カード発行）

3.この規則は、平成 22 年 3 月 13 日より施行する。

(6 社相互利用開始 ・ Suica / モノレール Suica / りんかい Suica / SUGOCA / はやかけん)

- 4.この規則は、平成26年4月1日より施行する。(消費税改定)
- 5.この規則は、平成29年4月1日より施行する。
- 6.この規則は、2021年4月1日より施行する。(nimocaポイントサービス廃止)
- 7.この規則は、2023年3月27日より施行する。(鉄道駅バリアフリー料金導入)
- 8.この規則は、2026年4月1日より施行する。(鉄道バリアフリー料金廃止)